

「未来夢ちゃん定期預金（通帳証書レス専用定期預金）」特別約定

1.（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、「未来夢ちゃん定期預金（通帳レス専用定期預金）」（以下「通帳レス定期」という。）に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 定期預金共通規定
 - ② 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金）規定
 - ③ 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金・振替型）規定

2.（通帳レス定期の預入）

- (1) 本定期預金は、個人のお客さまで、共通印鑑をお届けの方を対象とします。
- (2) 本定期預金の預入は、当金庫ご本人名義普通預金口座（以下「振替指定口座」という。）からの口座振替に限るものとします。
- (3) 本定期預金の預入は、原則、窓口支援タブレットのご利用によりお取引いただきます。また、対象となる振替指定口座のキャッシュカードの提示・読取りと暗証番号入力により本人認証を行います。（ご本人さまのご来店が必要となります。）
- (4) お届印の押印は不要です。

3.（自動継続）

- (1) 本定期預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利定期預金（M型）に自動的に継続します。
- (2) 自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（通帳レス定期の解約）

- (1) 窓口支援タブレットのご利用により本定期預金を解約するときは、振替指定口座のキャッシュカードの提示・読取りと暗証番号入力により本人認証を行います。また、顔写真付き公的本人確認書類（例：運転免許証等）をご提示ください。（ご本人さまのご来店が必要となります。）
- (2) お届印の押印は不要です。
- (3) 解約金（元金と利息）は全て振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。
- (4) 本人以外の代理人がご来店され手続きされる場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

5.（印鑑照合等）

- (1) 証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項に定める届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人

によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それら書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任をおいませぬ。

6. (通帳証書の不発行)

本定期預金は、通帳証書を発行しません。

7. (中途解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します。

8. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫